

第39回政策評価審議会（第39回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和6年6月25日（火）10時00分から11時30分

2 場 所

合同庁舎第2号館省議室（Web会議併用）

3 出席者

（委員）

森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、前葉泰幸委員、横田響子委員

（総務省）

長谷川総務大臣政務官、堀江総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、阿向大臣官房審議官、渡邊総務課長、渡邊企画課長・政策評価課長、菊永政策評価課企画官、木村政策評価課専門官、菊池政策評価課専門官、玉置評価監視官、方評価監視官、山本評価監視官

4 議 題

- 1 政策評価に関する取組について
- 2 最近実施した行政運営改善調査の結果について

5 資 料

資料1 行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップ取りまとめについて

資料2 令和5年度の実証的共同研究案件と令和6年度実施（予定）案件

資料3 租税特別措置等の効果検証手法の検討に関するポイント

資料4 地方公共団体との実証的共同研究から得られた示唆について

資料5 令和5年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

資料6 行政運営改善調査結果概要（令和6年3月～6月）

6 議事録

（森田会長代理） おはようございます。それでは、第39回政策評価審議会と第39回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は岡会長が御欠席とのことで、会長代理であります森田が代わりに進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今申し上げましたように、本日は岡会長が御欠席です。そのほか、大橋臨時委員、田邊臨時委員も御欠席です。伊藤委員、前葉委員、横田委員には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。なお、前葉委員は御都合によりまして、10時45分までの御出席となっております。また、本日は御多忙の中、長谷川総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、早速ですが、長谷川政務官より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

（長谷川総務大臣政務官） 皆様、おはようございます。森田会長代理を始め、委員の皆様方には大変お世話になっております。政策評価審議会の開催に当たりまして、御礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

大変お暑い中、御参集いただきまして、ありがとうございます。本日は政策評価の取組について、次第にごさいますとおり、行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップの取りまとめ、それから実証的共同研究案件についてまず説明させていただきます。また、新たな取組として、租税特別措置等の効果検証を実施しましたが、それについて御報告させていただき、さらに、地方公共団体との実証的な共同研究も実施しておりますが、そこから得られた示唆などにつきましても、各府省における政策立案や改善の取組をしっかりと進めていくための後押しをするということで、御議論をしていただきたいと思います。

次に、最近、実施しました行政運営改善調査としまして、太陽光発電設備等の導入に関する調査、さらには社会的養護に関する調査、これは里親の委託事業に関する調査です。また、災害が頻発しております、ため池の防災減災対策に関する調査など、直面する行政課題に対する各府省の行政運営に関する改善すべき項目について調査いたしましたので、御報告させていただきたいと思います。

各府省の政策の効果を高めまして、更に政策を前に進めていくためには、政策評価の更な

る充実・強化が不可欠だと考えております。それに対しまして、先生方の御知見を賜りますようお願い申し上げます、また、私ども政策評価担当部局として、更なる予算の確保、あるいは体制の強化等々に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(森田会長代理) ありがとうございました。

長谷川政務官はほかの御予定がおありとのことですので、これで御退席となります。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議事に入ります。最初の議題は、政策評価に関する取組についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) おはようございます。政策評価課長の渡邊です。まず、私から全体の概略を説明させていただきます、その後、個別の説明をさせていただきたいと思っております。

本日、政策評価の関係では、次第の説明資料でございますように、まず資料1として、行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップの取りまとめ、資料2から4にかけて、昨年度に実施いたしました実証的共同研究について、それから資料5で昨年度の政策評価等の実施状況に関する国会報告、以上3点を説明させていただきたいと思っております。

少し順番を変えて、まず資料5の国会報告について簡単に触れてから、それぞれ個別の説明に入らせていただきます。資料5の国会報告ですが、これは例年この時期に提出しているものでして、資料の2ページ目と3ページ目が制度官庁である総務省としての取組。それから、4ページ目で政府全体の取組について説明しておりますが、2ページでは昨年度の取組といたしまして、12月と3月にこの政策評価審議会の場でも御議論いただいて、3月に取りまとめた「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」について触れております。

それから、資料の3ページ目には、複数府省にまたがる政策評価の実施の実績といたしまして、昨年夏に「不登校・ひきこもりの子ども支援」に関する評価結果を公表しておりますのと、その前の年に実施した「外来種対策の推進」についても昨年度フォローアップをしております。さらに、まさに今実施中のものとして、昨年12月の政策評価審議会でも御議論いただいた「生活道路における交通安全対策」の評価を実施中です。

それから、3ページ目の後段では、各府省が行った政策評価の点検結果といたしまして、

租税特別措置等と規制についてそれぞれ記載しており、昨年度、租税特別措置等ですと36件、規制ですと300件ほど点検いたしまして、各府省に対して、表の右側の欄にありますような課題を指摘しております。

4 ページ目ですが、昨年度の政府全体の政策評価の実施状況ですが、左側にございますように、政府全体としては2500件ほど行われております。事前評価が934件、これは事前に評価を行うこととなっております研究開発や公共事業、規制、租税特別措置等とございますが、合計で934件となっております。事後評価はその下になりますが、全体で1,570件となっております。それぞれ右側にございますように、事前評価では、法令改正や税制改正要望などに反映していただき、事後評価では、評価結果を踏まえて、施策・事業の改善や予算要求等に反映していただいております。この実施状況の報告につきましては、6月4日に国会に提出しまして、先週21日の金曜日に参議院の本会議で総務大臣から報告し、それに基づいて審議が行われました。

国会報告については以上ですので、この後、ワークショップと実証的共同研究について説明しますが、まず、資料5の2ページ目に戻っていただきまして、ガイドラインの概要を御覧いただきたいと思っております。ガイドラインの中の第2部で各府省が政策や事業を考える上での目標や指標をどのように考えていけばよいかという点を、真ん中にございます10種類のアクティビティごとに整理してまとめておりますが、この後、説明いたしますワークショップの取組は、第2部の内容、バリエーションを増やすための取組と捉えていただきたいと思っております。

それから、その後に説明いたします実証的共同研究はガイドラインの第3部に記載がございます。この第3部では効果分析の手法を整理しておりますが、そのベースとなっている取組です。実証的共同研究については、まず資料2を御覧いただきたいと思っております。これは昨年度実施いたしました実証的共同研究の項目を4件挙げておりますが、本日説明いたしますのは、この中の赤枠で囲ったものになります。右側の租税特別措置等の効果検証については新たな分野として取り組んだテーマですし、左側の赤枠で囲っているものは地方公共団体と取り組んだものです。今までは主に国の機関と実証的共同研究という形で実施しましたが、今回は地方公共団体とも取り組んだものでして、二つございますが、広島県府中市、兵庫県姫路市と行っております。それぞれ似通ったテーマですので、両者を対比させつつ、一緒に紹介させていただきたいと思っております。

租税特別措置等の効果検証と、地方公共団体の案件のうち広島県府中市の案件は、その下

にあります令和6年度に実施予定の案件にも含まれており、ともに継続して実施するものとして、またワークショップも含めて、いずれも先ほど申し上げましたガイドラインなどにも今後反映させていきたいと考えておりますので、内容を振り返りつつ、そうした今後につながる御示唆もいただけるとありがたいと思っております。

それでは、順にワークショップから実証的共同研究について、個別の中身を説明させていただきます。

(菊永企画官) 政策評価課企画官の菊永です。よろしくお願いたします。

今、御案内がありましたガイドラインの第2部の中で、行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップについての取りまとめが生かされることになっております。現在、10個のアクティビティに分けて、目標・指標の設定のポイントを整理しておりますが、今回の拠出金・分担金、それと法執行事務につきましては各府省から悩みがある、どのように記載していいのかよく分からないといった声が多々あったものですから、その部分についてワークショップ形式で議論して、取りまとめを行いました。

資料1を御覧ください。拠出金・分担金、法執行事務ともに、取りまとめの大まかな方向性は同様となっています。まずSTEP1として事業の目的、現状・課題を整理することが大切と、その上でSTEP2として、それぞれ効果発現経路をどのように整理することが有効かということを取りまとめているのがガイドラインの第2部となっています。

具体的に申しますと、資料2の2ページ目を御覧ください。拠出金・分担金のSTEP1としては、実際に事業を実施するのは日本ではなく国際機関であるという特性などから、国際機関はどのような目標を達成しようとしているのか、また一方で、日本としてはどのような状態を目指しているのかということについて、日本の裁量では限界があるため、日本としてどのようにこのような課題に対応しているのかということ整理してみてもどうかということを示しているものがこの2ページ目になります。特に大切なのは、右にオレンジで囲っています「担当者に理解してほしいこと」ということで、当事者以外が読んでも分かるように、この事業の目的、現状・課題欄等を素直に書くことがメリットであるということが一番伝えたい内容となっています。

その上で3ページを御覧ください。STEP2の効果発現経路では、左側の緑の箇所において、アウトプットや各段階のアウトカムについて、どのようなことを把握するのが有益かを整理しています。例えば事業の実施国や地域の数だけではなく、日本にとっての当該国や地域の重要性を補記したり、当該国や地域のニーズをつかみ、それに応えられているかなど、事

業の量と質を評価できるような指標例を提示しているものがこのページとなります。

なお、4ページ目を御覧ください。参考として整理してありますが、拠出金・分担金には、任意拠出金、それから義務的拠出金、分担金がありますが、今回のワークショップの中では任意拠出金を中心に議論を整理しております。こちらが拠出金・分担金の部分になります。

次に、法執行事務の取りまとめ結果について説明いたします。6ページを御覧ください。STEP 1について整理しております。法執行事務は、法令審査や監督というものが該当します。法執行事務は法令などに基づいて粛々と実施していると思われがちなのですが、世の中の変化、例えば国際情勢の変化とか技術革新、それから審査対象の急激な増減などを踏まえまして、担当者は日々、様々な工夫や努力をしております。そういうことを整理してはどうかということ、今回の取りまとめで示しています。

その上で7ページを御覧ください。STEP 2の効果発現経路では、個々の業務プロセスに刻んで考えた上で、アウトカムとして、量だけではなく質の面からも評価することが有益ではないかという整理をしております。

8ページ、9ページにおいては、STEP 2の効果発現経路では、質の観点での評価に係る記載例を整理したものを示しております。この取りまとめ結果ですが、今、ガイドラインの第2部では実際の行政事業レビューシートの実例が添付されていますが、今回のこの取りまとめにはまだ行政事業レビューシートの実例は添付されておられません。やや抽象的な記載ぶりとなっていますが、この取りまとめも参考にした行政事業レビューシートは、8月末から9月に各府省において公表される予定となっておりますので、今後は夏に公表される具体の事例も取り入れつつ、この取りまとめの内容をガイドラインの第2部に反映させていく予定としております。

資料1につきまして、説明は以上となります。

(木村専門官) 次は租税特別措置等の効果検証につきまして、政策評価課の木村から御説明を申し上げます。

1ページおめくりいただきまして、2ページになります。本件ですが、本日、御出席いただいている亀井先生にいろいろと御指導いただきながら、進めました。どうもありがとうございます。本調査の目的ですが、個々の租税特別措置等の必要性、有効性を議論するものではなくて、今後、各府省が自ら効果検証を行う際の着眼点を示すことを目的として、それを分かりやすく伝えたいということで整理したものです。

(2) ですが、定量分析の部分につきましては、コンサルタント会社に発注して実施しま

した。二つ目の丸ですが、この取組は財務省主税局の皆さんとさせていただきまして、各租税特別措置等の担当府省庁の御協力を得ながら取り組んだものです。三つ目の丸ですが、実際に調査した結果、データの制約等々もございまして、頑健な分析結果が得られたものは少数でした。

3ページです。今回、5本の租税特別措置等を効果検証した上で得られた示唆を3ページのとおりまとめました。一つ目、ロジックモデルの作成ですが、引き続き議論の土台として、有用なツールであることが分かりました。

二つ目、データの入手の部分ですが、政府統計の公表データを入手するまで相当程度時間がかかるという状況もございまして、そういった時間がかかるということを所与のものとして分析を進めないといけないということが分かりました。データの入手の二つ目ですが、個々の適用事業者である処置群を特定するのも非常に難しかったので、そういうものを特定できる仕込みを事前にしっかり作っておかなければいけないということが分かりました。

リサーチデザインの整理につきましても同様でして、事前の調査設計が重要であるということでした。

分析の実施のフェーズですが、租税特別措置等に限らず、そういった因果推論を分析する上で、すんなりときれいな分析結果が出ないこともございまして、そういう部分やスケジュール等々も含めてしっかり実施していかなければいけないということが分かりました。さらに二つ目ですが、実はこういう難しい推測統計のようなものではなくて、平均や経年のデータの動きというような記述統計分析を行うことによって分かることもありました。そういうものは各府省の皆さんでも比較的容易に取り組めることですので、そういうものを各府省にも取り組んでいただきたいと思います。最後に、定量分析の限界等々もございまして、実はヒアリングも実施しました。その結果、そのデータの動きを裏付けるような、各企業の意思決定の流れが分かりましたので、そのような情報も有用であったと感じております。

下のほうですが、それらはヒアリング等々を通じて実施したのですが、四つの効果があるのではないかと推測されまして、一つ目としてトリガー効果、二つ目として押し上げ効果、三つ目として波及的効果、四つ目として副次的効果があるのではないかと示唆が得られまして、トリガー効果のような、租税特別措置等があるから何か投資しましたということは難しかったのですが、一定程度、②番の押し上げ効果のようなものはあるのではないかと推測されました。

4 ページです。実際、5 本の租税特別措置等を効果検証した結果をここにまとめておりました、特に 1 番、2 番の中小企業経営関係の税制につきましては、比較的適用件数も多く、割と頑健な分析ができました。そのほかのものにつきましてはサンプルサイズ等々の問題もあり、そのような定量分析はなかなか難しい面がありました。

最後に一言ですが、これらはもう少し分厚い本体の報告書等々を本日14時にホームページで公表します。今回得られた示唆についていろいろとまとめておまして、租税特別措置等に限らず、効果検証全般で使える示唆ばかりですので、今回、傍聴していただいている各府省の政策評価担当者の皆さんにおかれましては、各原局、原課に是非周知していただきたいと思っております。

以上です。

(菊池専門官) 続きます、政策評価課の菊池と申します。私から、資料4について御報告させていただきます。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ目ですが、昨年度の実証的共同研究のうち2件を地方公共団体とともに実証したものでして、2 件とも街の賑わいを促す地域活性化の取組の効果に悩みを抱える広島県府中市と、兵庫県姫路市と取り組んだものです。どちらも人流データを用いて分析したなどの共通点もございますので、この2件について、今回、まとめて御報告させていただきます。

まず、府中市案件の概要と分析の考え方ですが、府中市が府中駅周辺に整備している施設の実態や課題を明らかにすることを目指して実証したものでして、アンケートで住民の意識、それから人流データで行動を分析したものです。右の姫路市案件についてですが、イベントについて、その開催前後で人々に行動変容が起きているかどうかの把握を目指して実施したものでして、イベントの実施目的等を踏まえて人流データを活用して、回遊状況等を分析したものです。

次のページに行きまして、分析の方法と分析の結果です。まず左の府中市案件ですが、アンケートと人流データの分析結果を総合的に解釈しまして、施設ごとの利用者像やその課題を明確化しました。それから、右のほうの姫路市案件ですが、傾向スコアマッチングで、イベント参加者と不参加者を比較しまして、再来訪の確率や来訪頻度が増加しているかということなどを確認しました。一方で、滞在時間や回遊状況については設定がなかなか難しかったこともあって、十分な分析ができませんでした。今回の分析の結果を、最後に改善の方向性という形でそれぞれ取りまとめました。

次のページに行きまして、2件の研究を通じて得られた気付き・示唆ですが、①から⑤まで記載しております。中でも④が大切と思っております、今、多くの事業者が人流データを提供しておりますが、それぞれ特徴が異なっていると感じた次第です。その調査の目的や内容、つまり何を知りたいのか、それから、どこまで詳しく把握する必要があるのか等によって、適切なデータを使い分けたり、あるいは下の⑤とも関連しますが、地域によってデータ量に偏りがあるということも感じましたので、必要に応じて複数のデータを組み合わせるなどの工夫をすることも重要なのではないかと感じた次第です。

今後ですが、府中市案件については、今回把握した実態や課題を踏まえて、それを解消するような方策を改めて検討しまして、実際に施行してみて、どれくらい解消されたのかを把握するという方向で検討・調整しております。それから、姫路市については、今回の結果を踏まえて、各種計画の見直しの参考にすると聞いております。いずれの案件も今回の研究を通じて得られた示唆ということで、ガイドラインにも掲載していきたいと考えております。

私からは以上になります。

(渡邊(洋) 企画課長・政策評価課長) 政策評価に関する説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(森田会長代理) 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見などがございましたら御発言をいただきたいと思っております。皆様から一通り御発言をいただいて、その後、事務局からまとめて回答をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員から手が挙がっているようです。どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございます。資料3にありました租税特別措置について、意見というか、質問も交えながらコメントしたいと思っております。

この研究というか、調査自体は大変有効なものだと思っております。租税特別措置というのは、いわゆる隠れ補助金といわれることもありますし、直近で財務省から出た集計ですと法人税収だけで2兆3,000億円の減収になっているということで、今、法人税収は16兆円ぐらいいきりませんので、かなりの額に上っています。もう一つ問題として指摘されるのが、租税特別措置を実施したはいいが、どのようにその有効性をチェックするのかという機能や、終わる期限というものが曖昧になっているがゆえに、これが常態化しやすいということで、このように調査をして、当初狙った効果を上げているのかどうかという取組自体は非常に重要ですので、続けていただきたいということがコメントの一つです。

ただ、具体的な議論の細かい部分を見ていくと、評価は出ているが、それを踏まえてどうするのかという部分がどうも判然としない部分があって、例えば資料3の4ページでしょうか。具体的な効果検証の結果概要などがあるのですが、例えば私がよく分かる部分で、厚生労働省の高額医療用機器に対する12%の特別償却という部分のコメントを読むと、サンプルサイズが小さくて信頼できる結果は得られなかったが、参考までに分析をしたところ、高額な医療用機器の購入金額が、租税特別措置があることによって、この特別措置を使えますからということで、当初より売値が高くなってしまふことがあるという点は非常に大きな問題であろうと思っております。

ですので、この辺りもう少し切り込んで、例えば取りあえずやめてみてもいいのではないかという選択肢もあるかと思えます。つまり12%償還している分、売値自体が12%程度上がっているのであれば、全くこれは実施していることに意味がないということになってしまいますので、こういう意味でもう少し厚生労働省側に、例えば勧告するとか、大きなことができるのではないかと思います。似たような話で、例えば病院にコロナ補助金が入ったおかげで、病院ではコロナ補助金を何に使うかと言いますと、医療用機器を買ってしまう。つまり放っておくと、「返せ」と言われるかもしれないから医療用機器を買ってしまえばいいということで、そのおかげで医療機器のマーケットが品薄になって値段が高騰したりして、政府がこのように特別措置なり補助金なりを出すということは、十分にそのマーケットの市場価格においても大きな影響があるということが、改めてこの事例を見ると分かるように思いますので、きちんとした精査をもう少し踏み込んだ形で実施していただけるとなおりますので、きちんとした精査をもう少し踏み込んだ形で実施していただけるとなおります。この結果を報告した後どうなるのかということについて、質問として述べさせていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

(森田会長代理) それでは、続きまして亀井委員。

(亀井委員) 御報告ありがとうございました。それぞれ詳細によく分かりました。2点ほどお話ししたいと思います。

まず1点目、租税特別措置と地方公共団体との実証的共同研究についてまとめてお話ししますが、効果検証としてできること、できないことがよく分かったという意味で、これは中央も地方もそうなのですが、今の政策立案あるいは評価の現在地がよく分かったということなのではないかと思います。例えば租税特別措置について見れば、取りたいデータが取れないということや、そもそも政策の評価を念頭に政策立案されていないということ。ある

いは、地方については活性化という言葉は分かるのだが、何をもって活性化になるのか、物差しが曖昧なので、どのような状態になったら成功なのかという部分が実は共有できていない。これが共有化できていないので、評価しようと思っても戸惑ってしまう。

恐らくその辺りは非常にコミュニケーションをされたと思うのですが、やはり言葉が踊ってしまうというような部分は、この二つの市がどうこうということではなくて、様々な現場で見られることでありまして、まさに現在地がよく見えたということで、そもそも評価設計をきちんと最初の立案段階に組み込むという点、これまでこの政策評価審議会で何度も繰り返されてきたことでありますが、そこをしっかりと各府省、あるいは地方公共団体においても、徹底していくことが必要なのだということが改めてよく分かりました。そのような点を見ていただきたいと思いますし、租税特別措置のほうでは質的調査も私は有用だと思っています。そういった点も含めて、これからどのような調査ができるのかということをもた是非考えていただきたいと思いました。

それから2点目、ワークショップのほうも、私も随分これに関わらせていただきましたが、御説明があったとおり、もともと各府省の悩みは深くて、かつ多岐に及ぶ事業も結構多かったのも、様々な意味でインパクトが大きかったのではないかと思います。何よりこのワークショップの経過の中で、政策の有効性を高める検討をしていくと、だんだん参加している人たちの顔が明るくなっていくという、どのように動いたらいいのか分からなかったのだが、そうすればいいのか、そうすれば褒められるのかという点が見えてきたことで、それぞれの担当事業課の顔つきが変わってきたということは、これは大変良い、今日示された報告書云々ということだけではなくて、このプロセスそのものに意義があったのではないかと感じております。

このプロセスの一連に私もずっと伴走させていただいて感じているのは、さはさりながら、今、霞が関全体で若干言われるのは、個別のレビューシートの書き方教室を行政改革推進本部や行政評価局が行っているというようなことが言われていますが、そうではなくて、むしろそもそも霞が関全体の政策立案にどう向かうのか。あるいはそのプロセスを通じて、能力と意欲をきちんと上げていく、霞が関の人材改革なのであるということが、ややもすると忘れられてしまうところがあるのではないかと感じています。これは何度も繰り返していることですし、恐らく、これは何度も繰り返し続けるのだと思うのですが、やはりそこが忘れられてしまうと良くありませんので、そもそも今、地方を含め、日本全体で薄くなっている、公共を担う人材がどのように意欲を上げて、能力を上げていくのかということについて

て、そこを取り組んでいるのだという点を忘れずに、まずここにいらっしゃる方々、あるいはこれを御覧になっている方々には是非そこを意識していただきたいです。社会の変化をきちんと捉える、あるいは解像度高く社会を見ていく、あるいは効果発現の経路をしっかりと見いだすということに基づいて政策を動かし、さらにはその結果を見て評価・改善を図っていくというような、まさにプロセスをしっかりと回していくことで自分の能力も上がるし、手応えもあるしという、良い循環を作っていただくということをあらゆる政策立案全体に向けてしっかりと展開していただければと思います。

以上、コメントまでです。

(森田会長代理) ありがとうございます。続いて、いかがでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 御説明どうもありがとうございました。岩崎です。

各政策評価に関する取組について、私からは特に問題ないかと思いますが、1点、地方公共団体の実証的共同研究についてコメントさせていただければと思います。

本件については、中長期的な地域活性化に資する実証実験の事例として大変インパクトがありますし、デジタルを活用しているという点も大変興味深く伺いました。人流データの精度や粒度、リアルタイム性によっても、様々な使い方が考えられますので、地域活性化、あるいは災害対策、観光やスマートシティなど、本件に関わるもの以外でも多様な使い方が考えられるかと思っています。また、人流データを活用したケースが多いという御指摘がありました。デジタルツインや、国土交通省が推進しておられるPLATEAUなど、複数の技術を使って横断的のデータを取得できれば、より付加価値が高まる案件になってくるのではないかと思います。

もう1点、こちらも御検討できるかと思うのですが、例えば活用事例として、公社改革や第三セクターなど、今は経営の健全化や、有意義な活用をどのように進めていくべきかなど、人流データとDXを戦略的に活用しながら、こういった経営や財務状況の把握をすることで、新しいビジネスにもつながっていくのではないかという意味で、付加価値もあるのではないかと思います。人口減少や高齢化など地方公共団体の環境変化が急激に進んでいますので、このような地方公共団体が持つ資産を有効的に活用できるような政策立案につなげていただきたいと思っておりますし、このうちの1件は引き続きの研究として続けられるということですので、ほかの地方公共団体にも横展開できるような成果が出てくれば良いと思われました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。

それでは、前葉委員、そして続いて横田委員、お願いいたします。

(前葉委員) ありがとうございます。私も資料4について発言させていただきます。

地方公共団体と共同で調査をしていただいたということで、ありがとうございます。非常に有意義な共同研究だと思います。そこで地方公共団体の立場から申し上げますと、政府の政策、国の政策の中で、これは実証的共同研究ですが、実証実験を実施しようという話はよくあります。これは地方公共団体と一緒に国が実施する場合と、地方公共団体が実施するものについて国が支援する場合があります。次の政策を企画・立案していくために一度取り組んでみましょう、調べてみましょうという意味で非常に有効なものであるのですが、時として、ある意味想定したというか、期待したような結果が出ないようなケースがあります。こういう形で展開していくのは難しいというのが答えであったり、あるいは方向性を変えるというのが答えであったりすることがあります。

そうすると、これは実証実験を実施する意味があったのかと問われることになるのですが、実は実施する意味は大きくあったわけですし、必ずしも予定調和的に次の政策を作るための実験だけではなくて、ある意味、そういう試行錯誤をするような実証実験も非常に有効なのではないかと思います。しっかりフォローして、実証実験に取り組んで終わりということにならないような、そういう意味で政策評価につなげていく。場合によっては、財務省に本当にそんな政策に意味があるのかと問われたときに、一度取り組んでみましょうと言って実証実験を実施するというのは割とよくある話なのですが、それをしっかり後からフォローしていくというのが大切だと感じておりますので、資料に関連して発言させていただきました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。横田委員、どうぞ。

(横田委員) ありがとうございます。まず、ガイドラインが政策評価審議会のたびに充実が図られていることを御報告いただけていることを本当にありがたく感じております。アジャイル的に進めていきたいと思いますということを実際に進めていただいていると感じています。

拠出金の件などは結構見落としがちというか、国際支援なども含めて、費用はもう出していくことは決まっているのだが、実際に国にとってどれだけ有益、いずれ日本にとっても有

効なものとなっているかというのを長期的な視点で見ていくのが非常に難しいと感じています。先日、他府省の政策評価の懇談会にも出ましたが、その長期アウトカムの取り方のようなものも是非更に研究を進めて、共有していただきたいと感じております。

また今、プロジェクターに映し出していただいている資料1の2ページ目のように、右下の箇所が重要だと感じます。事業の目的、現状・課題を素直に書くことが重要であると書いていますが、改めて今回御説明をいただいて、この政策評価書は国民に分かるように作っていただいているということもありますが、すごく簡便に全体像を把握して、次に何に取り組まなければいけないのかというのが明示されていて、事務方の引継書にも有益なのではないかと感じた次第です。是非そういった活用の仕方が定着するようなものに育っていただければと考えております。

最後に、実証的共同研究の件で1点だけお願いします。前回の政策評価審議会のときも申し上げたのですが、人流データの活用など、今回は株式会社NTTドコモのアンケートを活用されたということですが、一定の費用がかかるものだと考えております。そうすると、今回出てきたデータをどのように活用して次につながるのか、例えば今回の人流データを出すことで、地元の事業者から多額の寄附金が集まるような仕掛けになっているなど、分かったことを次の次まで共有して活用していかないと、こういったデータに対して継続的に費用を投下することができなくなるかもしれませんし、単一の部署だけではこの費用を確保することが難しいとなったときに、どの東で評価していけば投資をしていけるかといった点も含めて、実証研究の中でまとめていければと考えておりますので、その点も含めて、御共有いただけるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

一応、委員の方から御発言頂きましたので、事務局から回答をお願いいたします。

(木村専門官) 政策評価課の木村です。

伊藤先生から租税特別措置につきまして御質問を頂きました。今回の研究で出た結果をもちまして、各租税特別措置の必要性に切り込むべきだ、勧告すべきだというお話を頂きました。今回の研究ですが、まず前提として、その必要性、有効性を議論するものとしての取組ではなくて、各府省の皆さんが自分たちで効果検証する際にどのようなことをすれば取り組めるのかということの主眼として行ったものです。

実際そのように進めていく中で、亀井先生から御発言いただいたとおり、各府省の租税特

別措置がどのような目的で、どのようなことになれば成功となるかというような話を、特に3ページ、ロジックモデルの議論などを通じて、大分頭の整理ができたところで、まずはそういう取組を今日聞いていただいている各府省の皆さんに取り組んでいただきたいと考えております。その上で、自分たちでその先どこまでできるのかという点、政策立案の段階で評価の設計もどこまで組み込めるのかという等々のことも踏まえて、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

(森田会長代理) 続いて、どうぞお願いいたします。

(菊池専門官) 私のほうから、資料4の関係でいろいろと御質問やコメントを頂いた点に関して、お答えしたいと思っております。

まず、亀井先生からコメントを頂きましたが、活性化という言葉の物差しが曖昧というのはまさに御指摘のとおりだと感じた次第です。それが人が集まることなのか、あるいは地域にお金が落ちることなのか、いろいろな人が頭の中で描いているものが必ずしも同一ではないということに取り組んでいても感じた次第です。その点、今回に関して言うと、まずは人流で見ようということに取り組んでみましたが、特に府中市の案件に関しては今後も継続することにしておりますので、その辺りについて関係者の頭の中をきちんと統一するというのが、最初に行っておくべきこととして大切なことではないかと改めて感じた次第です。

それから、岩崎先生からもコメントを頂きました。ありがとうございます。国土交通省でも素晴らしい技術をお持ちだということで、それを使うと良いという話なども頂いて、大変参考になった次第です。今後も引き続き地方公共団体としても取り組んでいく予定ですが、いろいろな地方公共団体にとって参考になるようなものにしていけたらと考えております。

それから、前葉先生からもコメントを頂きましたが、試行錯誤が大切だということで、大変ありがたいと感じた次第です。地方公共団体と実証的共同研究を実施したのは今回が初めてということで、ふだん国の職員と接することが多いわけですが、地方公共団体の職員の方と様々な話をしていると、やはり考え方などが違うということも感じました。ある意味、試行錯誤しながら実施したという点が非常に大きかったこともあったわけですが、実施してみて、様々なことが分かりましたので、これも一つ、我々の知見ということにしつつ進めていきたいと思っておりますし、検証してお終いということにならないようにしていきたいと考えております。今年度も引き続き実施して、この取組がそこで止まってしまうともっ

たいたいと思しますので、次年度以降も持続可能な取組をできるだけ実施していきたいと考えております。

それから、先ほどの話とも関連があるかと思いますが、横田先生から、お願いということで、次に、あるいはその次の次までどのように生かしていくかという視点が大切だという御指摘も頂きましたが、まさにおっしゃるとおりだと思った次第です。研究自体は、それを何年も継続するのは難しいですが、この研究が終わっても、その地域で継続的に何か取り組まれていくようなものを意識して検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

(菊永企画官) 最後に、ワークショップ関係のコメントを亀井先生と横田先生から頂きました。お答えいたします。

亀井先生におかれましては、ワークショップの場でも一緒に議論していただいて、大変ありがとうございました。先生がおっしゃるように、プロセスに意味があったということで、各府省の担当者の皆さんは当初、またこういうワークショップかということで、いろいろと固い部分も多々あったのですが、途中途中で様々な話を聞くにつれて、皆さんの顔も大分変わりつつあって、先ほど先生の話にもありましたが、政策立案における頭の使い方、考え方というのをワークショップの場でみんなで議論しながら、他府省はこういうやり方をとっているのだなというのを横目で聞いたり見たりして、参考にしながら進めることができた、良いワークショップであったのではないかと思います。

横田先生からも拠出金の長期のプロセス、アウトカムの考え方について話がありました。それにつきましても、今までは各府省、言うならばインパクトの部分、最終目的を見据えて書くようなことが多かったのですが、そうではなく、長期アウトカムの部分という意味で、短期、中期、長期と段階を踏まえた上でのアウトカム設定ということが徐々に浸透し、大分考えられるようになってきたのではないかと思います。引き続きこの取組につきましても、また政策評価審議会で報告させていただきたいと思っておりますので、この場で横田先生にも、引き続きこういうアウトカム設定の仕方があったというような御報告ができればと思います。引き続き御指導のほど、よろしく願いいたします。

(森田会長代理) ありがとうございました。

今の回答につきましてさらに御意見があるかと思いますが、前葉委員がもうすぐ出られるということですので、次の議題を含めてでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

(前葉委員) 少々先走りますが、議題2に関して発言だけさせていただいて、退室させ

ていただきたいと思います。

この三つの調査は地方公共団体にとっても非常に有効な調査でありますので、結果をしっかりと受け止めさせていただきたいと思いながら読ませていただきました。太陽光については再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が改正されて地元説明が義務付けられたのですが、地元が逆に何を事業者に期待しているのか、それは事前の段階と、それから事業中、パネル設置後の段階、撤去の段階とそれぞれございますので、丁寧な対応をしていただくということはとても大切だと感じております。

ガイドラインをこの調査と並行して経済産業省が出したということで、非常に有効であり、かつ、行政評価局の調査が大いに政策推進に影響を与えているという良い事例かと思えます。

それから、社会的養護については、児童相談所は入所措置についてはしっかり行うのですが、里親委託については必ずしも十分な体制になっていないという調査結果でして、そのとおりだと思います。里親委託についてもしっかりとフォローしていただきたいとともに、様々な実情、難しい課題が出ているということもよく分かりました。例えば保育所への入所時の点数加算なども我々もチェックしなければいけないというのがよく分かりましたので、そういう意味で受け止めさせていただきました。

最後にため池ですが、本当に困っているのは所有者がはっきりしていないというか、随分昔の地域の個人の方の名前になっていて、何の善兵衛さんや太郎衛門さんというような江戸時代からの名前となっているものが幾つかあります。これらを対策するのは非常に難しいわけですし、いろいろとサジェスションを頂いておりますが、これは地方公共団体もしっかりと取組をさせていただかなければならないと思いながら拝見いたしました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、今、回答していただいたことにつきまして、この件について更に御発言はございますか。よろしいですか。

1点、私から感想です。租税特別措置のほうですが、伊藤委員からも御発言がありましたが、これはサンプルサイズが少ない、データがないという理由でよく分からないという結果が多いのですが、実際、行政評価局で実施するときはそうだと思うのですが、これはもともと各府省からこういう分野についての租税特別措置を適用してほしいという申請があって、それについてこれぐらいの効果が期待できるということで、一定の軽減税率や、あるいは免

除をすると思うのですが、その段階で一定の効果があるだろうと、税金を軽減することによってこうなるだろうということは、申請される府省のほうは非常にきちんとした根拠があつておっしゃっているのではないかと思うのです。

そうだとしますと、結果がどのようなようであったかということについては、これはまず、その府省のほうで挙証する必要があるが、それについてその挙証が適正になされているかどうかを評価する側が見ていくということになって、挙証できなかった場合には、制度を続けることについてはやめるなり、あるいはもう少し様子を見るというのはあるかもしれませんが、そういう判断をすべき、その類いの制度ではないかと思うのです。要するに、こういう結果が出たことをどのような形で制度改正なり、評価の在り方として反映していくのが良いのでしょうかということについて素朴な疑問を感じたのですが、いかがでしょうか。

(木村専門官) 先生、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思います。租税特別措置は、公平・中立・簡素の税の三原則から外れているものですので、当然、財務省主税局も、各府省がこれだけそれを上回る効果があるというのを立証する義務があると考えていると聞いておりました、だからこそ自分たちが実施して、こういうように行えばきちんと効果が図られるということをもっと深掘りして頑張っていきたいと考えております。その後、我々、政策評価制度にどのように反映させるのかということとはまた別の議論かと考えておりました、そこは今年度も取り組んでいくことですので、どうすべきかはまた御相談させていただければと思っております。

ありがとうございます。

(森田会長代理) ありがとうございます。

いずれにしても、これは制度の在り方として、評価そのものの持つ意味と、難しい評価の作業について全部行政評価局のほうで担当するというよりも、挙証責任がどちらにあるかという話にして、制度をすっきりさせたほうが良いのではないかと思った次第です。

それでは、特によろしいでしょうか。

ただいまの件ですが、行政評価局におかれましては、ただいまの議論を踏まえて、引き続き政策評価の推進、租税特別措置等の効果検証、各府省との実証的共同研究に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、議題の2に移ります。最近実施した行政運営改善調査の結果についてです。前葉委員から既にコメントもございましたが、事務局から報告をお願いいたします。どうぞ。

(玉置評価監視官) まず一つ目、太陽光関係の調査の報告をさせていただきます。担当した評価監視官の玉置です。よろしくお願いたします。

まず、1 ページ目を御覧いただきたいと思います。既に御承知のとおり、FIT法（固定価格買取制度）ができて、温室効果ガス等の削減に向けて、各地域で太陽光発電設備の導入が進められていますが、一部の現場では、住民説明が不十分であったり、土砂流出などのトラブル等が発生しています。そういう点につきまして、どのようにすればトラブルが起これば、未然防止ができて、トラブルが起きたとしても迅速な解決が図られるか、そういうことを実際の現場の事例を踏まえて考えていこうというものであります。特に今回のポイントとしては、現場に一番近い市町村の職員の方々が、トラブルの解決に向けて非常に努力をされており、国の制度でもありますので、国のほうで市町村の職員の方々が負担にならないようにしっかり制度設計をしていくことも大切だと考えまして、調査を行いました。

結果について、3 ページ目をお開きください。実際、市町村でどのぐらいトラブル等が起きているのかと言うと、太陽光発電設備の認定件数が全国の上から数えて半分ぐらいまでの都道府県の全市町村を調査して、その後ヒアリングをしていますが、大体4割ぐらいの地方公共団体で何らかのトラブルがあったということです。その中で、今でもトラブルが続いていますかとお聞きしたところ、2割弱は、調査時点でもまだそのトラブルは未解決のままでした。多い、少ないの問題はあるにせよ、少なからずトラブルはあって、市町村においてその解決に向けて尽力しているが、なかなか解決に至っていないというような事例が見られました。

実地調査をした市町村で把握した主なトラブルですが、工事中、工事完成後、稼働中のものがそれぞれありますが、工事中のものとして、まず一つの事例としては、土砂が流出しているものがありました。昨今、異常気象などで想定したよりも大雨が降って土砂崩れが起こるということもあるかと思いますが、そもそも施工時点や、その後の対応が不十分な場合もあることが分かりました。ほかにも、許可条件と相違して施工されているといった事例もありました。先ほど前葉委員から説明がありましたが、もともと住民説明が認定要件になっておりませんでしたので、そもそも住民への説明に不足があったり、災害発生、騒音、反射、景観悪化といったことへの懸念もありました。

稼働後については、雨水などの流出は引き続きあるのですが、雑草の繁茂、これは管理不足といったものがあるのと、本来、太陽光発電施設の周りに柵塀を設置しなければいけないのですが、それを設置していない、また、標識もきちんと設置しなければならないのですが、

標識が未設置というような事例も見られました。

それぞれについて、どのようにして解決していくかということですが、また1ページ目をお開きください。トラブルが起きている要因を潰すことがトラブルの未然防止につながるだろうということですので、まず、土砂流出はなぜ起きているのかということ由市町村の方々にお聞きしたところ、防災工事や排水対策を実施していなかったり、又は不十分であったということです。ですので、そこをまずしっかり徹底させなければいけないと思っております。それから、柵塀や標識の未設置は事業者の問題ですので、徹底してきちんと対応させるためにどうするかということかと思えます。

実際それらを解決していくに当たって、市町村職員はどのようにしているかということ、防災工事や排水対策については、このように行うといいのではないかということ由市町村から事業者へ助言したり、また、そういったことを実施することについてきちんと住民にも説明するよう助言している事例もありました。ほかにも、法律の要件ではなかったわけですが、きちんと事前説明している事業者においても、説明した住民の範囲などが十分ではない事例が見られた一方で、説明する際に言葉だけで説明するのではなく、図面等をきちんと用いて、相手に理解してもらうように説明しているような事例も見受けられました。

今回この調査を令和5年6月から始めたわけですが、その年の国会で法改正があって、その後、6年4月から施行された改正法の中では、地域住民への事前説明が認定申請の要件になりました。このため、どのような説明をしたら未然防止が図られるか、又は再発防止につながられるかというような視点で、6年4月の施行前に我々から情報提供し、地域の状況を踏まえた制度改正につなげていただきたいと思います。昨年8月に経済産業省に調査結果を中間的に情報提供しました。

先ほど申し上げたように、どのようなことを説明すれば地域の方々は理解を深めてくれるかを考えると、防災工事をこうします、排水対策をこうします、住民への説明範囲はこうしますということをしつかり制度の中に取り込んでいただくことであり、経済産業省の審議会にも、我々の提供した資料を提示していただいて、審議会の議論にも活用し、最終的に経済産業省の省令やガイドラインに反映していただきました。

二つ目です。説明会において説明を上手にただけでは、必ずしもトラブルの未然防止などが十分に達成できないということがあるかと思えます。1ページ目の②にあります。トラブル案件については、各地域でいろいろ調べたところ、異なる地域で同一発電事業者によるトラブルが多数見受けられました。そうすると、ある程度、全国的にそういう設備を見て

いく必要性があるのではないかということが一つと、実際に現場では、市町村も現地確認をしっかりと行わないとそういう危ない設備がそのままになっている可能性があるということ、条例を作って、実際に設備設置後に現地確認をして、トラブルの未然防止を図っている事例がありました。それらのトラブルの例の中には、市町村が助言してもトラブルの改善が図られないため、経済産業省、実際は各地域にある経済産業局に相談して対応していただいております、経済産業局は通報を受けたトラブル案件について現地確認して是正を行っているということでした。

こういった状況を見ると、国においても、未然にトラブルを防ぐ観点から、実際の現場の状況確認をある程度行っていくことが必要なのではないかと考えました。今はどちらかというと、通報案件に対して対応しているということですので、右側にありますとおり、勧告内容としては、トラブル等の未然防止に向け、経済産業省による現地調査を強化していくべきということを勧告しました。

実際の現地調査においては地方公共団体から通報のあった発電事業者の情報等を活用する。これは先ほど言いましたように、異なる地域で同一発電事業者によるトラブルが発生しているとなると、ある地域でトラブルがあった事業者については、ほかの地域でも同じようなトラブルが起きる可能性があるため、経済産業局間で情報共有するなどして、どこで現地確認を強化していくかということにしっかり対応していただき、単にやみくもに実施するのではなくて、効率的、効果的に現地確認を実施していただきたいということで勧告を行っています。

また、③番で、今でもトラブルがあったら経済産業省に情報提供するシステムはあるのですが、実際は現場の市町村に相談する事例が多い。特に、看板がない、標識がないと、どこに電話していいかわからないので、市町村にまずは話をしに行くということがありますが、実際は経済産業省において、どのような設備があるのかという情報をホームページで提供していたり、情報提供フォームというものも用意していますので、そういうことを周知する。特に市町村にも全然その辺りの情報が周知されていなかったため、周知していくべきということでした。

さらに、発電事業者に対する経済産業省の指導です。実際、現在でも法令違反をしている事業者に対しては、改善命令、最終的には認定取消しという措置があります。今年4月からは、法令違反している事業者がきちんと改善するように、改善されない限りは、メリット措置である交付金を留保するという措置を作りました。こういった措置も、経済産業省、経済

産業局のほうでしっかり対応するためには文書指導がきちんと行われなければならないのですが、実際、文書指導がこれまでは各経済産業局によってまちまちになっている部分がありましたので、協議基準を整備して文書指導を着実に実施するとともに、改善されない場合は交付金の留保など、必要な措置が的確に実施できるようにということで勧告しました。

経済産業省においては、我々が令和6年3月に勧告しまして、その後、4月に改正法が施行されましたが、早速、実際に交付金留保という措置を取っておりまして、我々としても、今回の勧告について、今後もしっかりとフォローアップしていきたいと考えております。

以上です。

(方評価監視官) 行政評価局の評価監視官の方です。

続きまして、社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－の結果について説明します。里親委託のより一層の推進を図る観点から、児童相談所における里親委託や里親への支援の実施状況を調査し、また、里親自身が支援をどのように受け止めているかについて、里親へのアンケートとインタビューによる調査を実施しました。

最初に、調査の背景について説明します。児童養護施設や里親等の元で養育されている児童、すなわち社会的養護の下に置かれている児童は約4.2万人です。保護者から分離して養育する代替養育は従来、児童養護施設が中心でしたが、より家庭に近い環境で特定の大人との愛着形成を行うことが発達過程に良い影響を及ぼすことから、家庭養育優先の原則が法改正により明確化されました。このように代替養育は里親又はファミリーホームに委託することが原則ですが、現状、里親等に委託されている児童の割合は2割程度となっています。

次に、調査結果について説明します。調査結果は大きく分けて四つのレ点で整理しています。それぞれについて、資料の中ほどの主な勧告と併せて説明します。

調査結果の最初のレ点、里親の希望と児童の属性との関係で受入れにつながらなかったことにより、登録里親の約7割は未委託の状況であり、短期委託やショートステイ事業の経験は、未委託里親の受入れの幅を広げる効果がありました。受入れにつながらなかった具体例としましては、里親が比較的年齢の低い児童を希望しているケース、受託に当たり実子との年齢差、性別を考慮してほしいとするケースなどです。一方、乳児の受入れ希望であった里親が短期委託を契機に、小学校入学前の児童を受け入れたケース、ショートステイを利用し養育に関する自信をつけたケースなど、短期委託やショートステイ事業により里親の受入れの幅を広げることにつながり、委託が実現した例がありました。

これらを踏まえ、調査結果の最初のレ点に対する勧告内容として、未委託里親への委託を

推進するには、短期委託やショートステイ事業の活用推進が必要であると整理しました。

次に、調査結果の2番目のレ点ですが、登録里親の半数以上を占める共働き世帯への委託が低調であること。また、里親に対して保育所等入所時に点数加算していない市町村があるほか、児童を預けているという点で差異がない幼稚園と保育所等とで、その措置費支給の取扱いに差異がありました。こども家庭庁は、里親委託など社会的養護が必要な場合を保育所等への優先利用の対象とし、入所時の点数の加算など里親が保育所を確保することを支援するため、都道府県・市町村に保育所等の優先利用を通知していますが、優先利用していない市町村もあり、通知内容やその趣旨が浸透していない実態が見られました。また、アンケートによると、共働き世帯の約2割が児童の受託を断念した経験があり、そのうち2割は保育所等への入所児の点数加算がないことを課題と認識しておりました。さらに里親に対しては、養育時に必要な諸費用を賄うため、措置費として里親手当のほか、幼稚園にかかる費用を実費支給していますが、保育所に係る実費支給は対象外となっていました。

これらを踏まえまして、調査結果2番目のレ点に対する勧告内容として、保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討が必要であると整理しました。

次に、調査結果3番目のレ点です。障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託され、障害児等を専門的に養育する里親である専門里親への委託は少数であること。また、このような実態を踏まえれば、養育里親への専門的な研修や支援が必要であると考えられますが、当該研修等は専門里親に登録しようとしめない限り受講できないこと、また、研修は東京都に出向かねばならず、実行しにくいという実態がありました。調査対象としました障害児・被虐待児132人中、養育里親への委託は93人、専門里親への委託は6人となっているなど、障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託されており、専門里親への委託は少数となっていました。障害児・被虐待児の委託先である養育里親は、児童養護施設や特別支援学校等への勤務経験がなく、実子又は里子の養育経験がないケースも見られました。

これらを踏まえ、調査結果3番目のレ点に対する勧告内容として、障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討が必要であると整理しました。

最後の調査結果、4番目のレ点ですが、児童との関係が悪化し、養育を継続できない里親不調が増加していること、児童相談所は不調後に里親をケアしている一方、一部の児童相談所では不調事例をその後の養育支援に生かしている例が見られますが、児童相談所単位では事例数が少なく、体系的な分析に基づく未然防止の検討は困難という実態がありました。児童相談所では、医療機関なども含む関係機関で構成する不調ケースについての研究会な

どによる課題、必要事項のまとめなど、里親不調後の里親へのケアとともに振り返りを実施し、振り返りの結果、養育時の注意点を事前情報として伝える重要性を再確認し、チェックリストを作成するなど、養育支援にフィードバックしている例がありました。他方、先ほど申しあげましたように、児童相談所単位では事例数が少ないため、里親不調の未然防止策の検討が進んでいない状況です。児童相談所からも、国において里親不調事例の検証を行い、現場へのフィードバックを望む意見もございました。

これらを踏まえ、調査結果4番目のレ点に対する勧告内容としまして、里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知する必要があると整理しました。

説明は以上です。

(山本評価監視官) 次に私から、ため池の防災減災対策に関する調査結果について説明させていただきたいと思います。評価監視官の山本です。よろしくお願いいたします。

資料の17ページを御覧いただきたいと思います。17ページからの4ページがため池の関係でして、17ページに概要が載っておりますので、この概要をベースに説明させていただきたいと思います。

本調査ですが、先週6月21日金曜日に公表し、農林水産省に通知いたしました。まず、調査の背景を御覧いただきたいと思いますが、ため池は降水量が少ない地域において、農業用水を確保するために作られたもので、右のほうにあります円グラフを御覧いただくとお分かりになりますように、全国に約15万か所ありますが、その多くが江戸時代以前に作られておりまして、非常に古いものが多数あります。近年、豪雨などの災害によりまして決壊が頻発しておりまして、記憶に新しいところだと、平成30年の西日本豪雨によりまして、人的被害も発生しております。

こういった状況の中、令和元年に新たにため池管理保全法が施行されておりまして、市町村に対して、ため池のハザードマップの作成が努力義務で課せられており、また、ため池工事特措法が令和2年10月に、これは12年までの10年間の時限立法になりますが、施行されました。決壊によって人的被害を及ぼすおそれがあるため池を都道府県が防災重点農業用ため池として指定いたしまして、指定されたため池について防災工事の必要性を判断するために、劣化の状況や、地震あるいは豪雨への耐性を評価し、必要な防災工事を集中的、計画的に行う仕組みが設けられております。

今回、当省におきまして、これらの法律が施行されたことに伴う地域における取組の実態

や課題について、ため池の多い11都道府県及び66市町村をピックアップいたしまして調査したところ、大きく分けて、主な調査結果の部分に丸が四つありますが、課題が明らかとなりました。

まず、一つ目の結果ですが、防災重点農業用ため池の指定に当たりまして検討が不十分な事例がありました。具体的には、ため池が決壊した場合、この浸水想定区域内に住宅等が存在しているものの、ふだんからため池の水位を下げ、貯水量を減らして管理を行っていることを理由に防災重点農業用ため池に指定されていなかったため池が見られました。これに対し、ため池の周辺も、一度指定しなくてもいいとなっても、その後、宅地開発などが進みまして変わり得ることもありますので、そういったことを前提に、市町村の事務負担の軽減を配慮しながら、新たに防災重点農業用ため池に指定する必要があるかどうかを毎年度把握に努めている都道府県も見られました。

これらの調査結果を踏まえまして、当省としましては、農林水産省に対しまして、地方公共団体において防災重点農業用ため池に指定すべきため池が漏れていないかということをも改めて確認していただきたいということで、検討を促すことを一つ目の意見としてまとめております。なお、今回の調査で明らかになった事例ですが、私どもの調査を契機といたしまして検討がなされ、現在は防災重点農業用ため池として指定されております。

次に二つ目として、防災重点農業用ため池に指定されたため池、これは各地方公共団体におきまして、地震や豪雨への耐性等があるかどうかの評価・防災工事が計画的に進められており、防災対策には一定の進捗が見られたものの、地域によっては、リソースの制約などの理由から、ため池工事特措法の期間内である令和12年度までには着手見通しのないため池が見られ、対策にはまだ一定の時間を要する状況が明らかとなりました。なお、ため池工事特措法の施行から5年後を目途として点検・検証を行うこととされておりますので、今回の調査結果を踏まえ、地域の実情等も把握し、評価・工事の推進策の検討を進めることを期待いたします。

こうした状況を踏まえますと、ため池の評価結果など、住民の避難行動の判断材料となり得る情報を住民に提供することが重要になると考えられますが、当省が調べた結果によると、劣化状況の評価結果などを公表している例は非常に限られていたということが見られました。

調査対象としました地方公共団体からは、工事が終わっていない中で、評価結果だけを公表してもいたずらに不安をあおるだけになるのではないかと、住民へ分かりやすく、正確に危

険性を伝えるためには、どのような内容を公表すればよいか悩ましいといった意見が聴かれました。こういったことから、今回、農林水産省に対して、避難行動の判断材料になり得る情報の公表の在り方についても是非検討していただきたいというのが二つ目の意見です。

三つ目といたしまして、市町村は、ハザードマップを作成することによって、住民の避難行動に必要な情報を周知するよう努めることとされていますが、今回、当省が調査したところ、ため池の決壊時に想定された水位まで浸水した場合、使用できないおそれのある避難場所等であるにもかかわらず、何の注釈もつけずにハザードマップに表示されている事例や、隣接市町村にも浸水の想定区域が及んでいるにもかかわらず、そういう情報が隣接市町村に対して提供されていないという事例などがございました。このため当省としましては、農林水産省を通じまして、地方公共団体に対して我々の調査で見られたような不適切なハザードマップの事例や、情報提供が漏れていないかどうかということのを改めて点検していただき、解消に向けて検討を促していただきたいという意見をまとめました。

なお、今回の調査で明らかになった事例につきましては、当省の調査を契機として、隣接市町村へ情報提供を行うなど、改善に向けた対応がとられていると伺っております。

最後、四つ目ですが、今回の調査対象とした多くの市町村において、水位計などの観測機器を設置したため池は一部にとどまり、災害時におけるため池の現況把握は、現地確認に頼らざるを得ない状況であるということが分かりました。ただ、ひとたび大規模災害が発生いたしますと、目視による現地確認が困難になる場合があり得ることを踏まえ、今回、農林水産省に対して、災害時におけるため池に関する情報の迅速な把握と、住民の自主避難行動を促すため、地方公共団体に対し、設置の取組事例の収集・提供を行うなどのより一層の支援を行っていただきたいという点を、意見としてまとめました。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いたします。

(森田会長代理) ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 細かい意見は事前レクのときにも申し上げたのですが、言いそびれていた点で1点だけ。

太陽光発電に関して、問題に対処するときは御苦労もあって大変なことです、それ自体に異論はないのですが、もともと何でこんなに太陽光発電設備が各地にあるのかという

ことを考えると、経済産業省の固定価格買取制度、FITが始まってからこのように増えてきた。FIT自体はどんどん終了されていきますが、太陽光発電設備自体は残る。このようなことに関して恐らく、経済産業省は制度を導入したときには、発電設備を何十年先どうしていくかということまで十分に考えていなかったのではないかと。今後はこういう問題が増えてくると思いますので、制度を導入したときにどのような積み方を考えるのかということも踏まえた、もう少し幅広い勧告があっても良いのではないかと思います。つまり、問題はこれだけではないということを感じました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございました。ほかに、亀井委員。

(亀井委員) ありがとうございました。それぞれに大変に難しい調査であったと思うのですが、色々な工夫が光る調査であったと思います。そこで3点です。

一つ目は分析の切り口という話で、特に太陽光発電とため池防災について、それぞれ現場や実情が違う中で、よくある課題を、これがなぜかということによって深い分析をされて、その分析から出てきた洞察から、それでは、こうした方がいいのではないかとというものが出てきたということかと思います。これはとても良いプロセスであったと思うのですが、このプロセスを是非霞が関全体で行ってほしいと思っています。霞が関には良い事例集というのが蔓延しているのですが、良い事例集というのは事例だけが並んでいて、そこからどんな洞察があるのかというものが全くないまま、それこそ地方にばらまかれているようなことが多いのですが、それを改善するためにも、今回の分析の切り口やどのようにまとめるのかということ、是非これは霞が関全体に絶対に共有してほしいと思います。特に地方で実施されている事業が多い役所においては、是非横展開していただけたらいいと思いました。

それから、二つ目は解像度の話でありまして、これは特に社会的養護に関する里親委託のお話ですが、やはり当事者をよく見る、それから当事者からよく聞く、その声に耳を傾けることを徹底して行うということについて、これも大変大きな示唆があったのではないかと思います。近年、社会課題をよく見てみますと、この種の課題が大変多いわけで、なかなか声を発することができない方々にどのようにアプローチしていくかという意味で、非常にこれも示唆があったと思います。特にその関係するところにおいて、これも是非横展開していただけたらいいと思います。

三つ目はタイミングですが、私はシンクタンクにずっと在籍しておりますので、政策評価というのは窓が開く瞬間に投げ込むというのが極めて大切であると感じております。そう

いう意味では、それぞれにタイミングはあったのだと思うのですが、特に今回光ったのは太陽光発電の調査でありまして、ガイドラインを作るときに、ラグビーで言えば、良いタイミングで、パッとパスしてあげる、トライに走っていく人にボールを投げる、というような話でありまして、その窓が開くタイミングはテーマ選定に関わる点なのですが、行政評価局において、今後、窓が開くときはどこなのかを見ながらテーマを決めていくということは、是非強く意識していただきたいと思いました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。ほかに。横田委員、どうぞ。

(横田委員) ありがとうございます。3調査とも、亀井先生がおっしゃったとおり、解像度が高く有益な調査であったと感じております。

事例の横展開も本当によく見られることなのですが、今回の調査は3件とも横断的に地方公共団体を超えた改善策が提示されている点が非常に有益であったと感じております。太陽光は経済産業局による不適合事業所の地方公共団体を超えた調査ですし、里親も事例の共有、サンプルが少ない中、横でつながることの重要性を指摘していただいていますし、最後のため池に関しても、地方公共団体を超えた被害をきちんと共有していくという点で言うと、個々の地方公共団体だけではなかなか解決し得ない部分について、広域的な対応が必要であるということを示していただいているので、その点を高く評価したいと感じました。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ただいまの御意見について、事務局からお願いします。

(玉置評価監視官) 太陽光の関係で、先ほど伊藤委員からお話がありました。太陽光の関係は、色々な課題が幅広い部分であると思います。先ほど前葉委員も仰ったとおり、事業が始まる前、事業を進めているとき、そして事業が終わった後どうするかという丁寧な対応が必要ではないかということがあります。

太陽光パネルの稼働後の問題というのも、当然今回の中で地方公共団体からも懸念の声を聞きました。ちょうどFITができて10年を超えて、FITの交付年月は20年ですが、太陽光の課題はここで終わりではなくて、引き続きまたその時々に応じて課題が出てくると思っております。経済産業省、環境省でも、今、太陽光パネルの問題については、「廃棄・リサイクルの在り方に関する検討会」が開かれて、今年の1月30日に中間取りまとめが出て

います。その中ではリサイクルをある程度義務化していくべきではないかという議論がなされているとの報道等がされていますので、我々としても、引き続きそういう太陽光に関わる課題についてフォローアップをしていこうと思っています。

今回、調査の中では、市町村に色々な負担がかかっており、地方公共団体の職員も少なくなってきた、対応できる方も少なくなっている中、どのように負担軽減をしていくのかという視点は、我々の評価の中では大切な視点だと思っていますので、引き続きそういった視点で色々な調査をしていきたいと思っています。

(方評価監視官) 亀井委員から御指摘を頂きました。今回、インタビューとか、その前にアンケートも実施しまして、当事者から話をよく聞くとか、あるいは当事者をよく見るという視点は非常に良かったと思っています。今回、協力頂きました児童相談所を通して、アンケートを送付している里親には調査結果を周知しております。また、インタビューに御協力頂きました里親に対しては直接メール等でお知らせしています。また、関係行政機関のみならず、当事者である里親など、特にその支援機関のほうに今回の調査結果が届くよう工夫してまいりたいと考えています。

それと、前葉委員から御指摘がございました里親の体制が児童相談所は少々弱いのではないかという点、ごもっともです。近年、児童相談所の体制は増員傾向にはありますが、やはり虐待関係にマンパワーが割かれている状況と承知しております。このため、今回の調査におきましては、児童相談所の体制強化には限界がございますので、その場合の解決策の一つとして、外部委託を進めるということも求めております。やはり外部委託をするにしても、現地で委託を受けてくれる施設があまりないということも当然ありますが、まさしくそういう事例もありました。今回実施した調査の中で、地方公共団体や児童相談所、施設関係者等がワーキング・グループを作りまして、新たな法人を設立するという事で委託先を確保した事例などもございましたので、こういったことも含めまして、こども家庭庁に優良事例を提供することを求めていきたいと考えています。

以上です。

(山本評価監視官) ため池の関係につきまして、前葉先生から、あとは事前説明の中で伊藤先生からも、所有者不明のため池の関係で御指摘がありました。全国のため池の3割近くが所有者不明ということで、実際に工事や評価を行っていく上で所有者を特定することが非常に地方公共団体の負担になっているという話も聞いてきております。今後、この工事を進めていくに当たって、今は、言わば、比較的所有者が特定しやすく、その中で優先的に

工事すべきものから実施している形になっていると思われ、余り顕在化しない部分もあるのかもしれないですが、今後進んでいく中では、どうしても所有者不明の話というのが課題として大きく浮上してくる可能性があると思っております。

所有者不明に対しての対応については、法律上の代執行などもあるのですが、やはり手続が重いということもあり、躊躇されておりました。当省の今回の調査の中では、代執行が行われた事例は把握されなかったのですが、聞くところによると、調査対象ではないほかの地方公共団体で代執行が一例ぐらいあったと聞いています。そういった事例や、近年は民法も改正されまして、代執行ではない形の、例えば所有者不明土地管理制度など様々なツールができておりますので、そういったツールを使っての取組の仕方についても、今回、農林水産省に是非地方公共団体の後押しとなるように、そういった事例なども集めて、提供していただきたいということを示させていただいております。

また、亀井先生や横田先生からもお話があった切り口のプロセスというか、ある意味、市町村に閉じないような形での話ということでは、今回の、ため池の決壊により隣接市町村へも影響がある話のように、ほかの公共事業というか災害の関係などで、当該市町村に閉じない話もあると思います。こういった今回の当省の調査を参考にさせていただきまして、意図せずして隣の市町村まで目が届いておらず隣の市町村まで影響を及ぼすものがあるということも念頭に置いていただく、そういうことにも目を向けていただければと思います。また、タイミングのお話については、ため池特措法は施行後5年の見直しのタイミングが来年ぐらいになると思いますので、今回の調査で明らかになった進捗の状況などを参考させていただき、是非検討に使っていただけたらと期待しております。

以上です。

(森田会長代理) ありがとうございます。ただいまのお答えについて、更にコメントはございますか。

よろしいですか。

一言だけ。気になったのは、毎回出ていることですが、要するに人口が減ってきて、労働力が減ってきておりますので、地方公共団体のほうもその行政を担う力がだんだん低下してきており、そこで色々問題が出てきたときに、地方公共団体のお仕事をしっかり行ってくださいというようなメッセージは実際には余り効果がないと思います。その意味で言いますと、そこを根本的に見直していくには、様々な分野に横串を刺したような形で制度の見直しが必要だと思います。特に所有者不明というのは、これは戸籍と登記のほうですが、先進

諸国ではこれをデジタル化することによって相当効率的な解決を図っていると思いますので、すぐにできるわけではありませんが、それによって空き地・空き家問題にしても、このため池にしてもそうですし、太陽光発電もそうですが、大いに改善の可能性があるのではないかと思います。政策評価ですので個別の評価も重要ですが、そうした共通する横断的な論点についても、これから御議論いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、時間がほぼまいりましたので、この辺りにしたいと思います。行政評価局におかれましては、本日の審議内容も踏まえまして、引き続き各府省の政策立案、改善の取組を後押ししていくような、積極的な取組を進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。更に何か委員の方から御発言はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からございますか。行政評価局長、どうぞ。

(菅原行政評価局長) 行政評価局長の菅原です。委員の皆様には、本日もいろいろ御示唆を頂きました。大変ありがとうございました。

政策評価につきましては、今回、御説明いたしましたワークショップの取りまとめや、租税特別措置も初めて効果検証しましたし、あるいはこれまでは各府省だけであったのですが、地方公共団体まで広げて実証的共同研究などを実施しております。そこで得られた知見を本年3月に取りまとめましたガイドラインに反映させることで、引き続き、各府省の政策立案、改善の後押しをしてまいりたいと考えております。

また、行政運営改善調査につきましては、令和3年の政策評価審議会の提言も踏まえて、調査テーマの選定や具体の調査設計に取り組んでおりますが、本日、御説明した太陽光発電では、一部の調査結果を先行的に取りまとめて情報提供することによって、経済産業省における省令改正やガイドライン作成に活用してもらい、亀井先生のお言葉を借りれば窓が開いたときに投げ込むというような取組をしております。従来は勧告ありきではなくて、その施策を担当する府省とも連携した取組も行っております。

先日、通常国会が閉会いたしました。行政評価局の関連では28人の議員から50を超える質問がございました。租税特別措置の政策評価をもっとしっかり取り組むようにというふうなものから、太陽光発電設備では、これは良い調査だから、これを踏まえて経済産業省はしっかり対応するようにというふうなものまで、褒められた点もあればもっとしっかり取り組むようにと言われた点もありましたが、以前と比べまして国会審議で取り上げられる

ことが大分多くなってきたのではないかと、私どもの活動も注目されるようになってきたのではないかと感じております。

引き続き委員の皆様の御知見も頂きながら、行政評価局としての取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力、御支援のほどをよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(森田会長代理) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第39回政策評価審議会と第39回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。